観光事業者の皆様

こんなお悩みありませんか？

ホームページやSNSがうまく活用できない・・・

従業員の接遇スキルが中々向上しない・・・

外国人の受入れ体制が整っていない・・・

新事業のブランディングに悩んでいる・・・

新商品の開発に行き詰っている・・・

経験豊かな専門人材が、
貴社の課題を一緒に解決します！

『専門家派遣事業』は、機構の登録専門家から指導・支援を受けていただくことで、観光事業者の方々が抱えている問題を解決する制度です。

詳しくは裏面をご覧ください。

派遣できる専門家

- 当機構に登録されている専門家
- 新たに専門家登録をしていただける専門家

派遣費用について

- 派遣料の2/3を当機構で負担します
- 1案件の派遣料（謝金）上限は30万円です。
- 派遣1回当たりの派遣料（謝金）は派遣項目により3～5万円の制限があります。

1回の派遣（3～5万円以内）×派遣回数＝専門家謝金･･･A（税抜･30万円以内）
A×2/3＝当機構負担金･･･B（最大20万円）
（A+消費税）－B＝事業者負担金

利用の対象

- 創業または生産性の向上を目指す山梨県内の観光事業者等
- 当機構の会員および当機構会員となっている団体の会員等

まずは機構の担当職員にお気軽にご相談ください。

〈問い合わせ先〉
公益社団法人　やまなし観光推進機構
担当　中村武也　内藤真也
TEL　：055-231-2722
Mail：t-nakamura@yamakan-sk.jp
s-naito@yamakan-sk.jp

＜事業詳細ＨＰ＞

＜お問合わせフォーム＞